

那 霸 市 公 報

第 1 5 4 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

条 例

- 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国保長寿医療課） 3

規 則

- 那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則（国保長寿医療課）
..... 5
- 那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則（健康推進課） 7

告 示

- 随意契約の公表について（総務課） 9
- 個人情報業務届出書の公表について（総務課） 10
- 青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における市税に関する申告期限等の
延長について（税制課） 13
- 市道路線の認定及び廃止に関する告示（道路管理課） 14
- 市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示（道路管理課） 18
- 市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示（道路管理課） 23
- 歩行者専用道路の指定に関する告示（道路管理課） 26
- 町字区域及び名称の変更について（市街地整備課） 28
- 平成 22 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）（上下水道局企画経営課）
..... 31
- 平成 22 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 3 号）（上下水道局企画経営課）
..... 32

○平成 23 年度那覇市水道事業会計予算(上下水道局企画経営課)	33
○平成 23 年度那覇市下水道事業会計予算(上下水道局企画経営課)	35

告 示

○住民票の職権消除の公示について（市民課）	38
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について(道路建設課)	38
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について(道路建設課)	39
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について(道路建設課)	39
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について(道路建設課)	40
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について(道路建設課)	40
○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)	41
○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)	41
○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)	42
○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)	43

上下水道局規程

○那覇市上下水道局組織機構の改正に伴う関係規程の整理等に関する規程	43
---	----

教育委員会規則

○那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則	70
○那覇市小中一貫教育審議会規則	80
○小中一貫教育の実施に係る臨時教育職員の身分取扱いに関する規則	82
○那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則	85

教育委員局長訓令

- 那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… 87
- 那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… 94
- 那覇市教育委員会課長連絡会規程を廃止する訓令…………… 95

選挙管理委員会告示

- 那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について
…………… 95

条	例
----------	----------

那覇市条例第22号

平成23年 3 月31日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 〔略〕 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>50万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>50万円</u>とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>13万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>13万円</u>とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>10万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>10万円</u>とする。 (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>50万円</u>を超える場合には、<u>50万円</u>)、同条第3項本文	(課税額) 第2条 〔略〕 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>51万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>51万円</u>とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>14万円</u>とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>12万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>12万円</u>とする。 (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>51万円</u>を超える場合には、<u>51万円</u>)、同条第3項本文

の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>13万円</u>を超える場合には、<u>13万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>10万円</u>を超える場合には、<u>10万円</u>)の合算額とする。 (1)～(3) [略]	の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合には、<u>14万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>12万円</u>を超える場合には、<u>12万円</u>)の合算額とする。 (1)～(3) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

那覇市規則第26号

平成23年 4 月 15 日

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険税条例施行規則（昭和47年那覇市規則第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（保険税の減免） 第3条 条例第22条第1項の規定による保険税の減免は、次に定めるところにより必要と認める者に対して行う。 (1)～(2) [略] (3) その他特別の事情により保険税の納付が困難である場合 次に掲げる場合の区分に応じて減免する。 ア [略] イ <u>被保険者が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条各号に掲げる事由の一に該当する場合 当該事由の生じた後に到来する納期に係る税額のうち、当該被保険者に係る当該事由に該当する期間に対応する所得割額及び被保険者均等割額(その世帯に属する被保険者が当該被保険者1人である場合にあっては、世帯別平等割額を含む。)を免除する。</u> ウ～エ [略] オ その他アからエまでの規定に準ずるものとして市長が認めるものアからエまでの規定に準じて保険税を軽減し、又は免除する。	（保険税の減免） 第3条 [略] (1)～(2) [略] (3) [略] ア [略] イ <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条に規定する療養の給付等の制限又は健康保険法(大正11年法律第70号)第118条第1項に規定する保険給付の制限(以下これらを「給付制限」という。)を受けた場合 次に掲げる給付制限を受けた者の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める保険税額(当該給付制限を受けた期間に係る部分に限る。)を免除する。</u> <u>(ア) 世帯主(条例第1条第2項の世帯主を含む。)のとき 所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額</u> <u>(イ) 世帯員のとき 当該世帯員に係る所得割額及び被保険者均等割額</u> ウ～エ [略] オ その他アからエまでの規定に準ずるものとして市長が認める場合アからエまでの規定に準じて保険税を軽減し、又は免除する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正	

部分を当該改正後部分に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例施行規則第3条第3号イの規定は、平成23年度分の国民健康保険税から適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

那覇市規則第27号

平成23年 4 月15日

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則

那覇市健康診査費用徴収規則（平成10年那覇市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 この規則は、公布の日から施行する。 [別表 別記]	付 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 <u>第4条第1項ただし書に規定するもののほか、当分の間、第2条第4号及び第5号の健康診査の対象となる者のうち別に定める国庫補助対象事業の対象となるものについては、費用を徴収しない。</u> [別表 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中の罫線に対応する改正前の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の付則第2項の規定は、平成21年6月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表(第4条関係)

健康診査の種類		個別検診	集団検診
[略]			
乳がん検診	[略]		
	視診、触診及び乳房 エックス線検査	2,000円	1,500円
子宮がん検診(頸部 ^{けい} のみ)		[略]	
子宮がん検診(頸部 ^{けい} ＋体部)		3,000円	
[略]			

[改正後 別記]
別表(第4条関係)

健康診査の種類		個別検診	集団検診
[略]			
乳がん検診	[略]		
	乳房エックス線検査	1,000円	800円
	エコー検査	300円	
子宮がん検診(頸部 ^{けい})		[略]	
子宮がん検診(体部)		1,000円	
[略]			

告 示

那覇市告示第 203 号

平成 23 年 3 月 28 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、
那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 契約を締結する前

契約内容（役務の名称及び数量）	「防災マップ」配布業務委託
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低いものと契約を締結する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
申請方法	見積書提出(平成 23 年 4 月 15 日までに)
契約担当課	総務部 総務課 市民防災室 電話 098 - 861 - 1102

那覇市告示第 204 号

平成 23 年 3 月 28 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

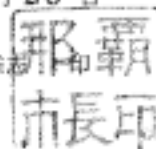
第 1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成23 年 3 月 25 日

那顯市長 樓

實施機關 那霸市長 齋長 雄利



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号		届出担当課		福祉政策課		電話 862-9002	
個人情報管理責任者		福祉政策課長					
業務の名称		ホームレス緊急一時宿泊事業					
業務の目的		自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対し、その健康状態の悪化防止や野宿生活に至ることのないよう緊急一時的に宿泊場所を提供し、自立に必要な支援を行う					
個人情報の対象者		ホームレス等					
業務の開始年月日		☐ 継続 / ☒ 新規（平成21年11月2日）					
個人情報の内容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心身	その他	
	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 国籍 ☒ 本籍 ☒ 続柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☒ その他	☐ 思想 ☐ 宗教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯歴等 ☐ ☐ ☐ ☒ その他	☒ 職業 ☒ 地位 ☒ 学歴 ☒ 資格 ☐ 団体加入 ☐ 賞罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☒ 職歴 ☒ その他	☒ 収入 ☒ 資産状況 ☒ 公租公課 ☒ 経済取引 ☒ 公的扶助 ☒ 預貯金 ☐ ☐ ☐ ☒ その他	☒ 健康状態 ☐ 容姿 ☐ 病歴 ☐ 障害程度 ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ その他	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法						
	個人情報の収集時期						
	個人情報の告知方法						
	個人情報の記録形態						
	備考		同事業は、同年度の中途にて、景気の後退、雇用の減少等に対応する為、緊急的に国より周知され始まった事業であり、その準備のいとまがなかった為				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

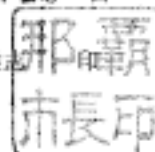
第 1 号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成23年 3 月 25 日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 翁長 雄志



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	福祉政策課	電話	862-9002	
個人情報管理責任者	福祉政策課長					
業 務 の 名 称	住宅手当緊急特別措置事業					
業 務 の 目 的	平成19年10月以降の離職者で失業により、住宅を失った者及び住宅を失うおそれのある者に住宅手当を支給し、求職活動の支援を行う。					
個人情報の対象者	住宅手当緊急特別措置事業申請者等(相談者含む)					
業務の開始年月日	☐ 継 続 / ☒ 新 規 (平成22年 1月12日)					
個 人 情 報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	■氏 名	☐ 思 想	■職 業	■収 入	■健康状態	☐
	■住 所	☐ 宗 教	■地 位	■資産状況	☐ 容 姿	☐
	■性 別	☐ 支持政党	■学 歴	■公租公課	■病 歴	☐
	■生年月日	☐ 主義主張	■資 格	■経済取引	■障害程度	☐
	■国 籍	☐ 趣味嗜好	☐ 団体加入	■公的扶助	☐	☐
	■本 籍	☐ 犯 歴 等	☐ 賞 罰	■預貯金	☐	☐
	■続 柄	☐	☐ 学業成績	☐	☐	☐
	■親族関係	☐	■勤務成績	☐	☐	☐
	■婚姻離婚	☐	■職 歴	☐	☐	☐
■その他	■その他	■その他	■その他	■その他	☐	
個人情報の収集方法	☒ 本 人 / ☐ 本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期	☐ 定 期 (月～ 月) / ☒ 随 時					
個人情報の告知方法	☐ 文 書 ☐ 口 頭 ☐ 告 示 ☒ 申請等 ☒ その他					
個人情報の記録形態	☒ 文 書 ☐ 図 面 ☐ マイクログラフ ☒ 電磁媒体 ☒ その他					
備 考	同事業は、同年度の中途にて、景気の後退、雇用の減少等に対応する為、緊急的に国より周知され始まった事業であり、その準備のいとまが無かった為					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 205 号

平成 23 年 3 月 29 日

掲 示 済

青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における市税に関する申告期限等の延長について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 5 の 2（災害等による期限の延長）及び那覇市税条例（昭和 47 年条例第 80 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法又は那覇市税条例で定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に居住又は所在する納税者に係るもので、その期限が平成 23 年 3 月 11 日以降に到来するものについては、その期限を別途那覇市告示で定める期日まで延長する。

那覇市長 翁 長 雄 志

都道府県名	地域指定
青森県	全域
岩手県	全域
宮城県	全域
福島県	全域
茨城県	全域

那覇市告示第 208 号

平成 23 年 3 月 31 日

掲 示 済

市道路線の認定及び廃止に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条及び第 10 第 1 項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定及び廃止する。その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

1. 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1498	楚辺 26 号	楚辺 1－311－3 楚辺 1－311－18	
2029	鳥堀 14 号	鳥堀 5－39－24 鳥堀 5－46－2	
2030	鳥堀 15 号	鳥堀 5－39－13 鳥堀 5－46－2	

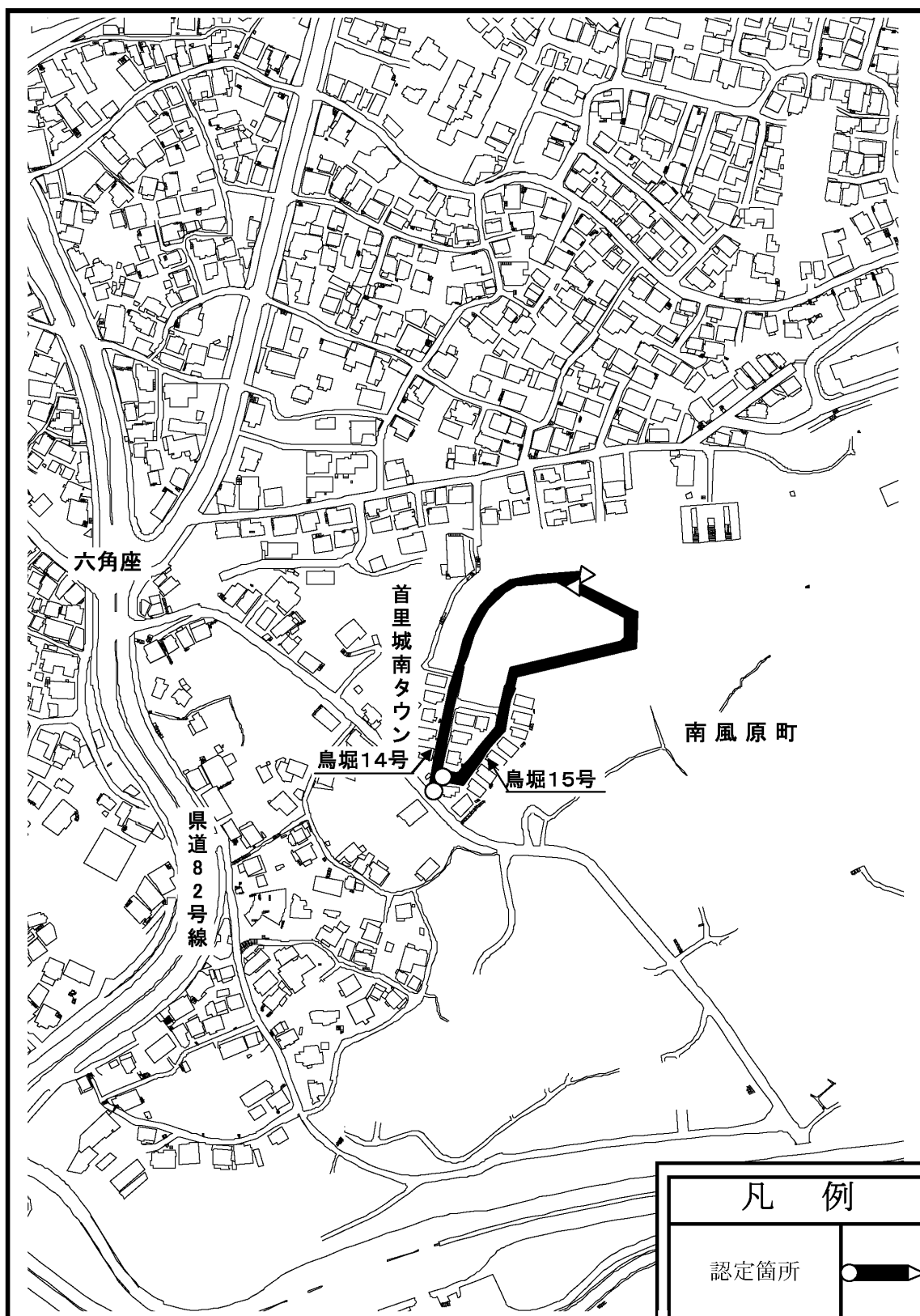
2. 廃止する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
2029	鳥堀 14 号	鳥堀 5－39－24 鳥堀 5－41－2	
2030	鳥堀 15 号	鳥堀 5－39－13 鳥堀 5－39－27	

市道路線の認定位置図(参考図)



市道路線の認定位置図(参考図)



市道路線の廃止位置図(参考図)



那覇市告示第 209 号

平成 23 年 3 月 31 日

掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び供用開始をする。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域変更する路線

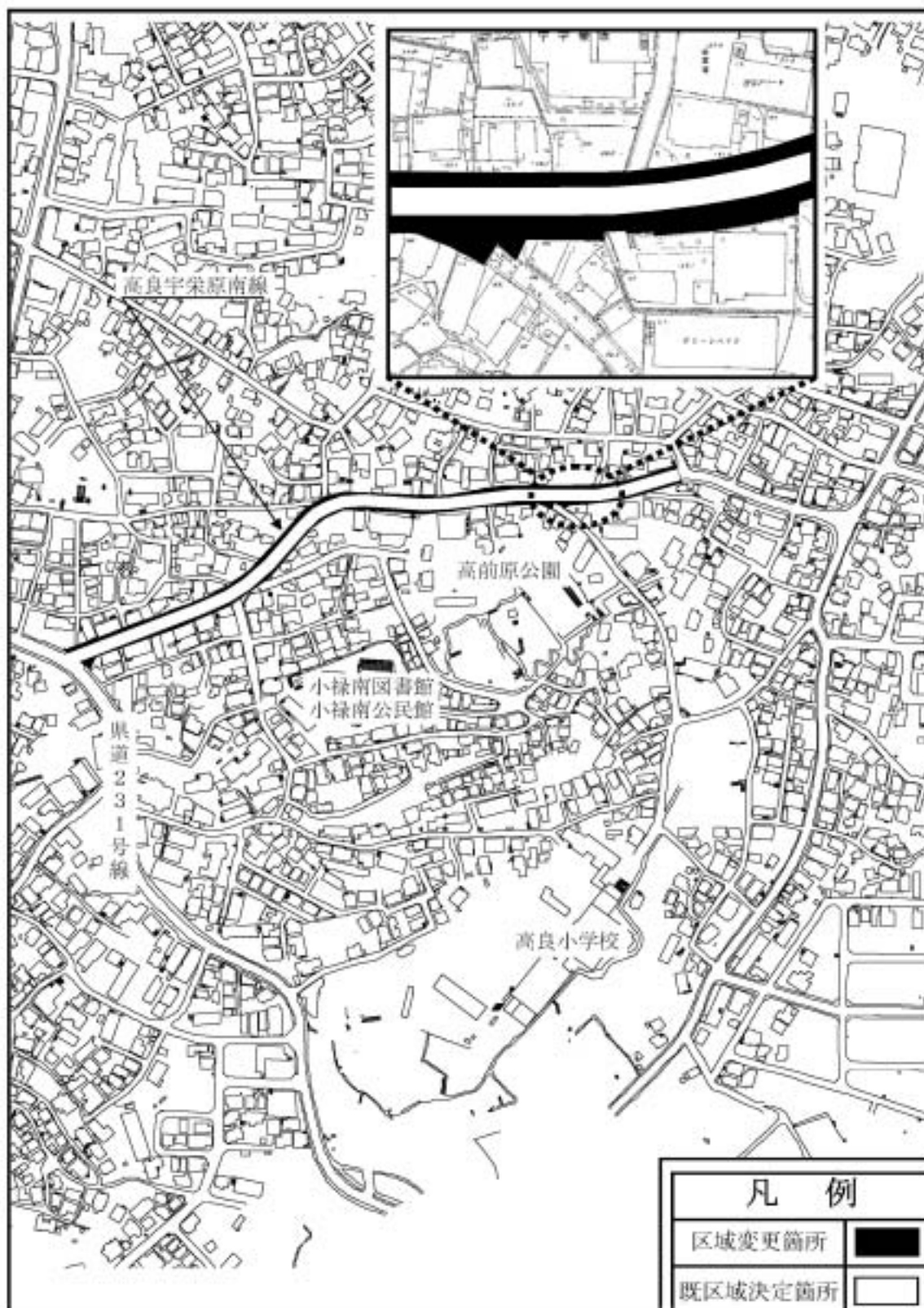
整理 番号	路線名	新 旧	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
54	高良宇栄原南線	新	高良 1 丁目 91 番 2～ 宇栄原 3 丁目 35 番	524.2	13.0～ 24.0	一部区間
		旧	字高良 58 番～ 宇栄原 3 丁目 35 番	524.2	7.9～ 17.5	

※尚、地番表示については、新町界町名に伴う変更である。

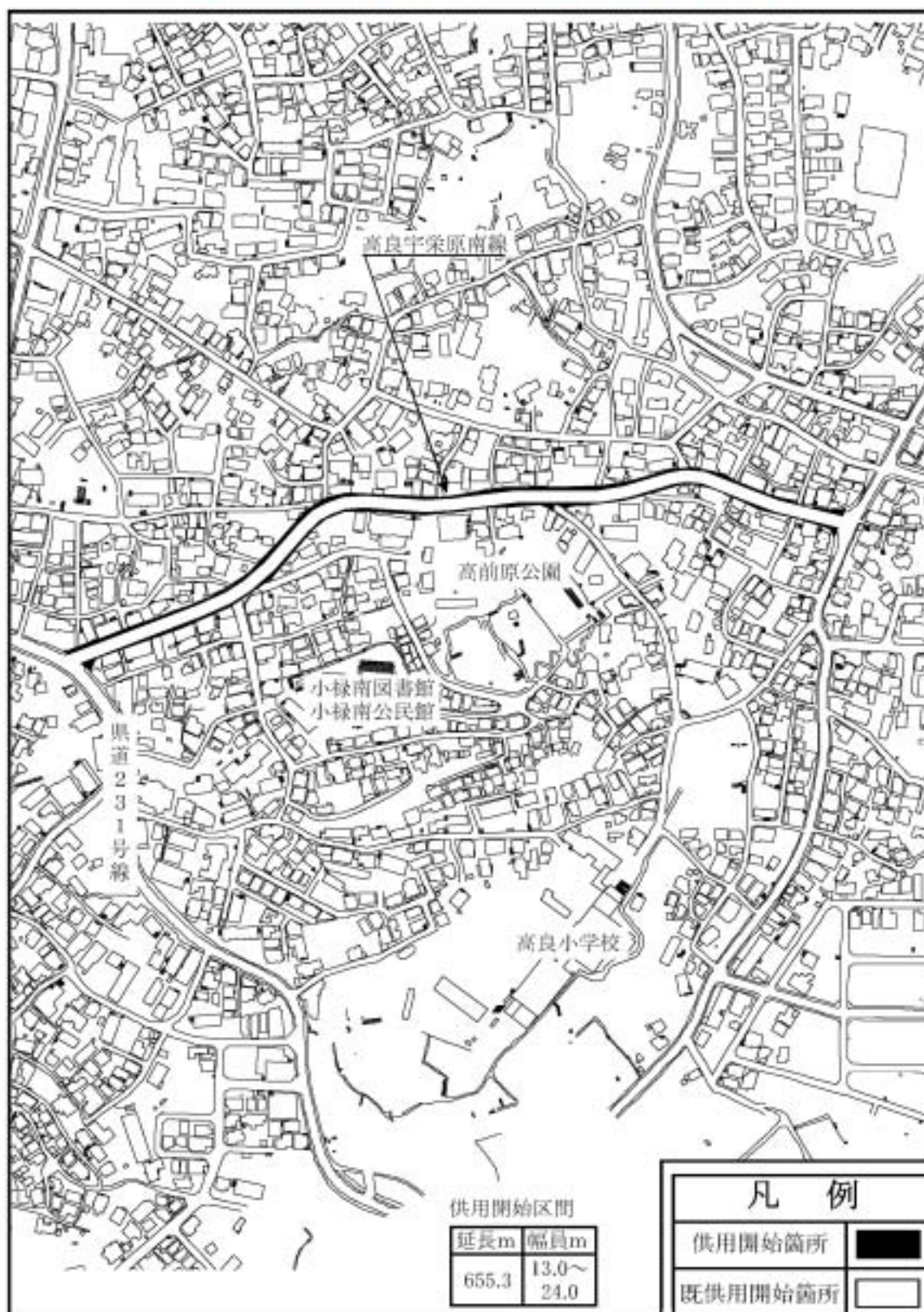
供用開始する路線

整理 番号	路線名	区 間	供用開始の日
54	高良宇栄原南線	高良 1 丁目 91 番 2～ 宇栄原 3 丁目 35 番	告示の日
613	牧志 23 号(駅前広場) (歩行者専用)	安里 1 丁目 465-2～ 安里 2 丁目 463-51	告示の日
2072	安里牧志東線	安里 2 丁目 463-7～ 牧志 3 丁目 374-2	告示の日

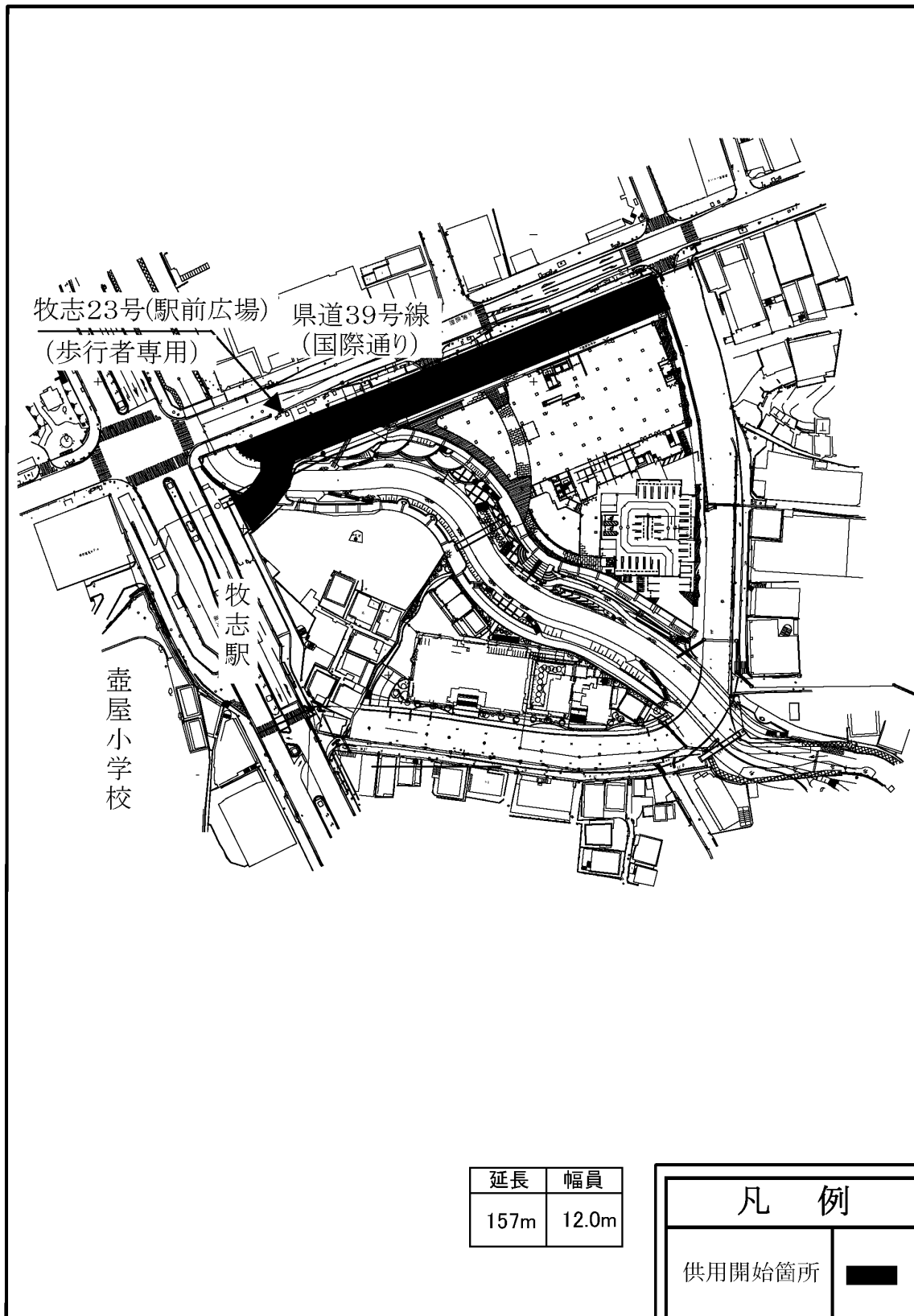
市道路線の区域変更位置図(参考図)



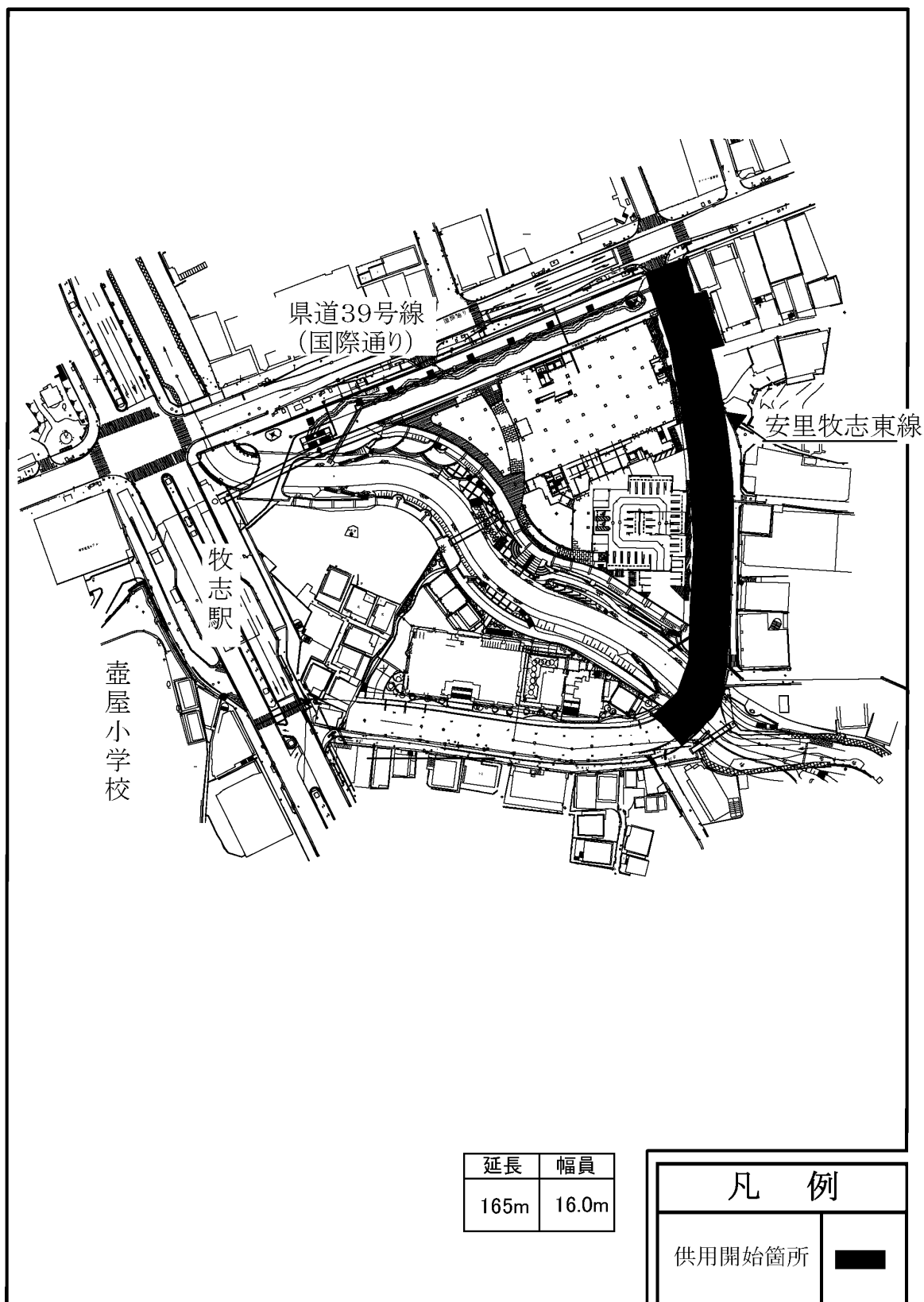
市道路線の供用開始位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第210号

平成 23 年 3 月 31 日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定及び供用開始をする。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

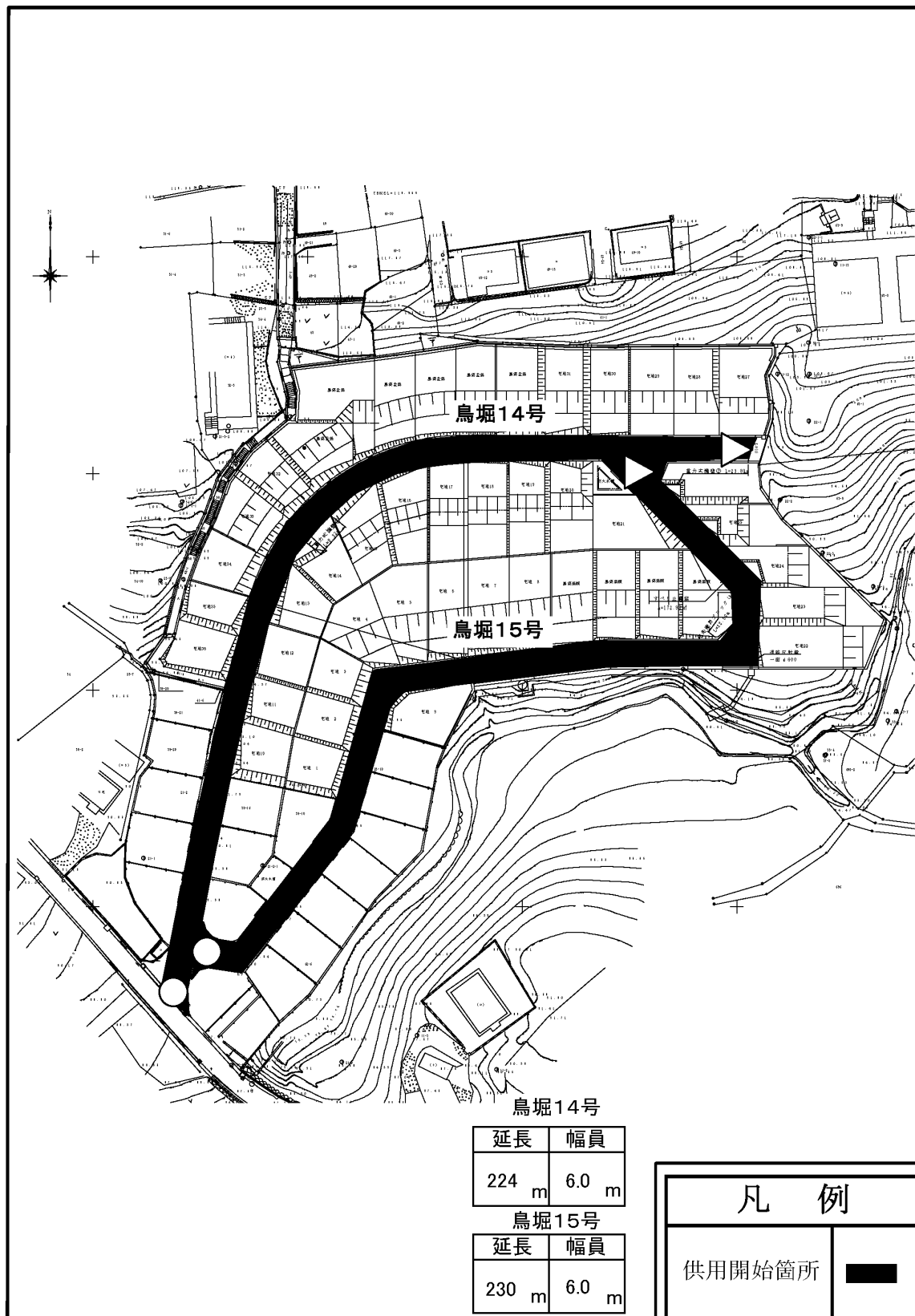
区域決定及び供用開始する路線

整理番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備考
1498	楚辺 26 号	楚辺 1－311－3 楚辺 1－311－18	35.0	4.0	
2029	鳥堀 14 号	鳥堀 5－39－24 鳥堀 5－46－2	224.0	6.0	
2030	鳥堀 15 号	鳥堀 5－39－13 鳥堀 5－46－2	230.0	6.0	

市道路線の供用開始位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第211号

平成 23 年 3 月 31 日

掲 示 済

歩行者専用道路の指定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 13 第 3 項の規定に基づき、
本告示の日をもって歩行者専用道路を次のように指定する。

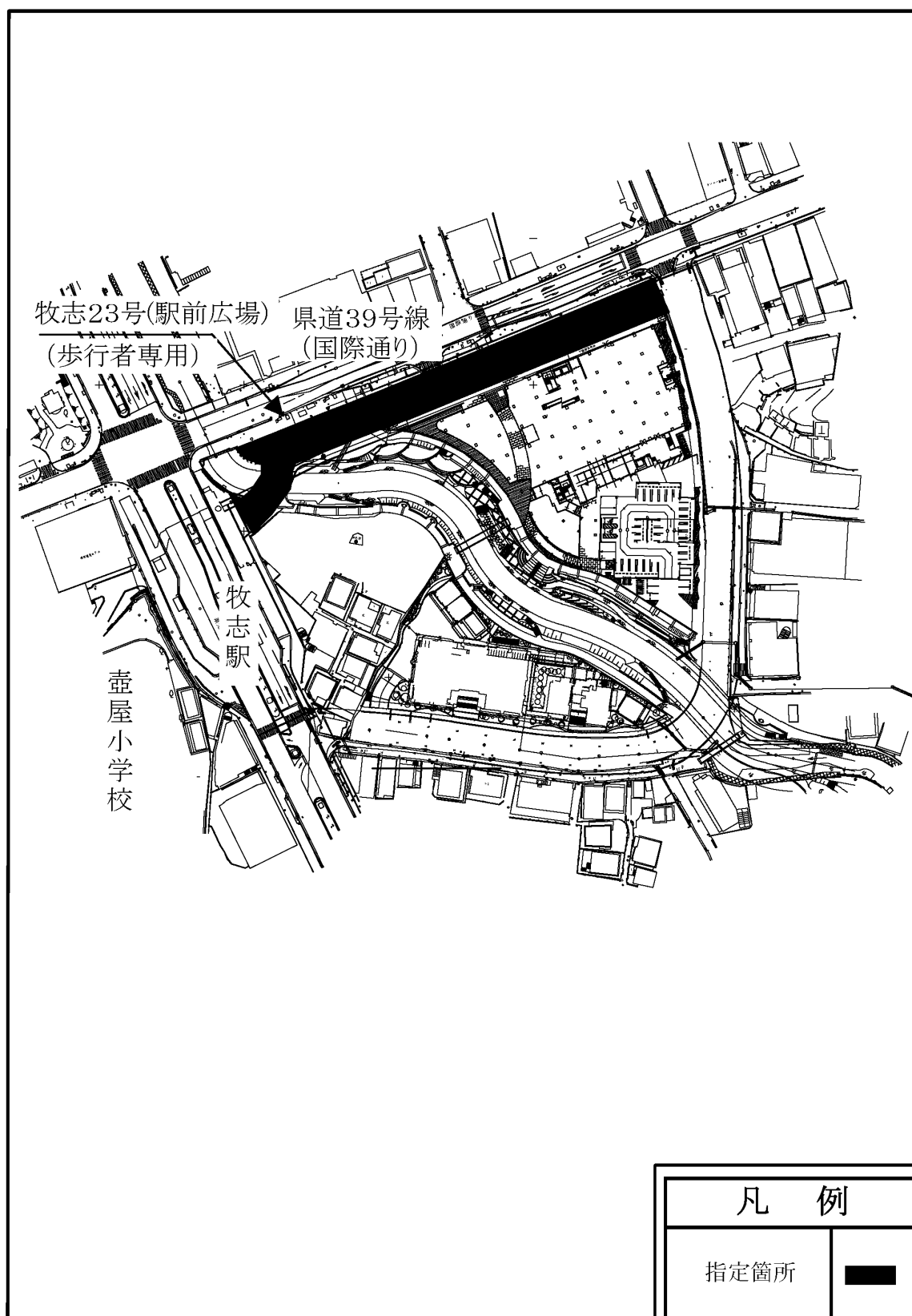
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理室
において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

歩行者専用道路に指定する路線

整理番号	路線名	区 間
613	牧志 23 号（駅前広場）	安里 2 丁目 465－2～安里 2 丁目 363－51

歩行者専用道路指定位置図(参考図)



那 覇 市 告 示 第 26 号

平成 23 年 4 月 15 日

町字区域及び名称の変更について

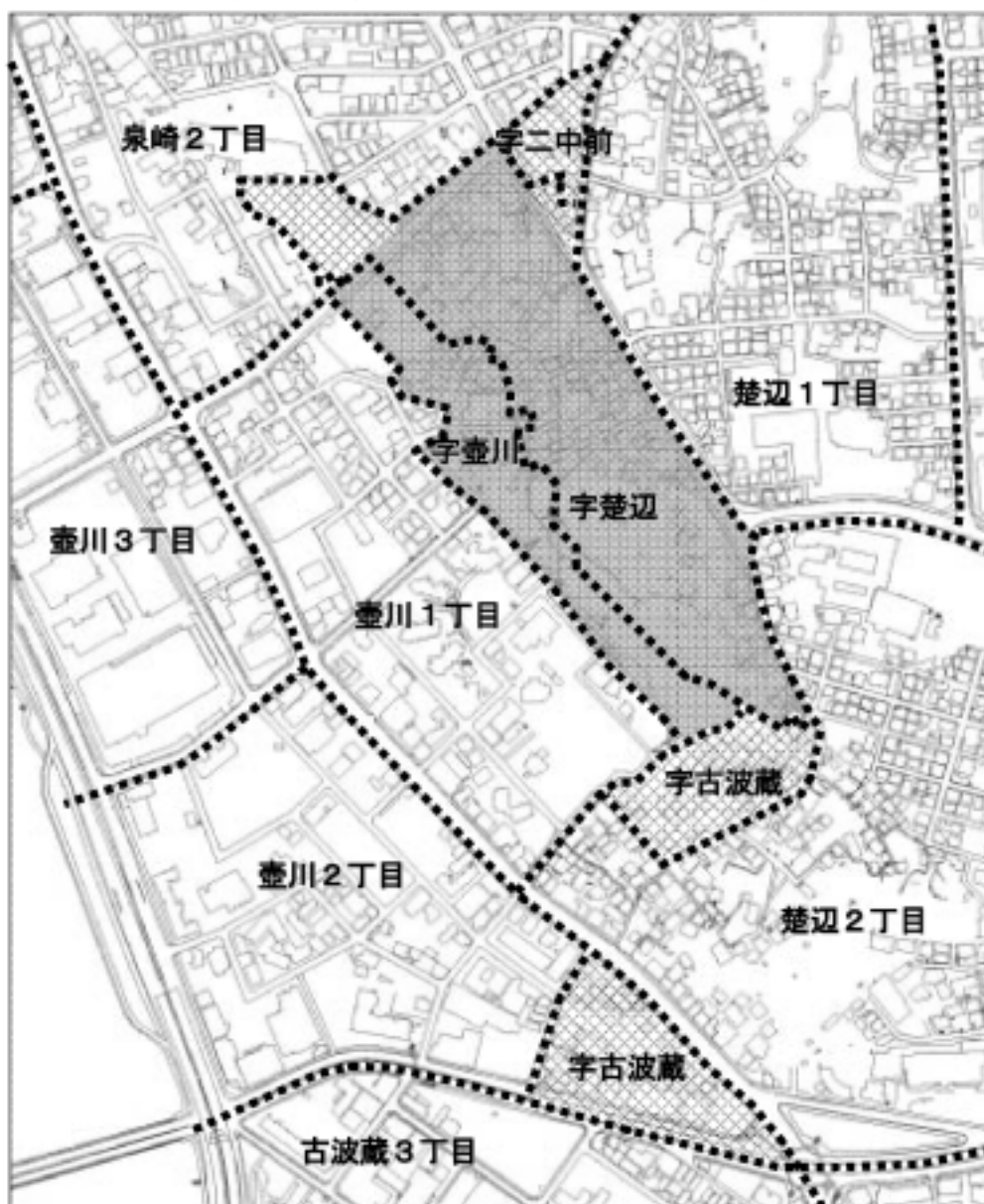
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別図 1 に示す字の区域及びその名称を別図 2 に示すとおり変更するため、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定によりその案を公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

住居表示に関する法律第 5 条の 2 第 2 項の規定に基づき、公示された案に係る字の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、その案に異議あるときは市長に対し、公示の日から 30 日経過する日までに、その 50 人以上の連署をもって理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

別図 1

字楚辺、字壺川、字古波蔵及び字二中前地区 現況図

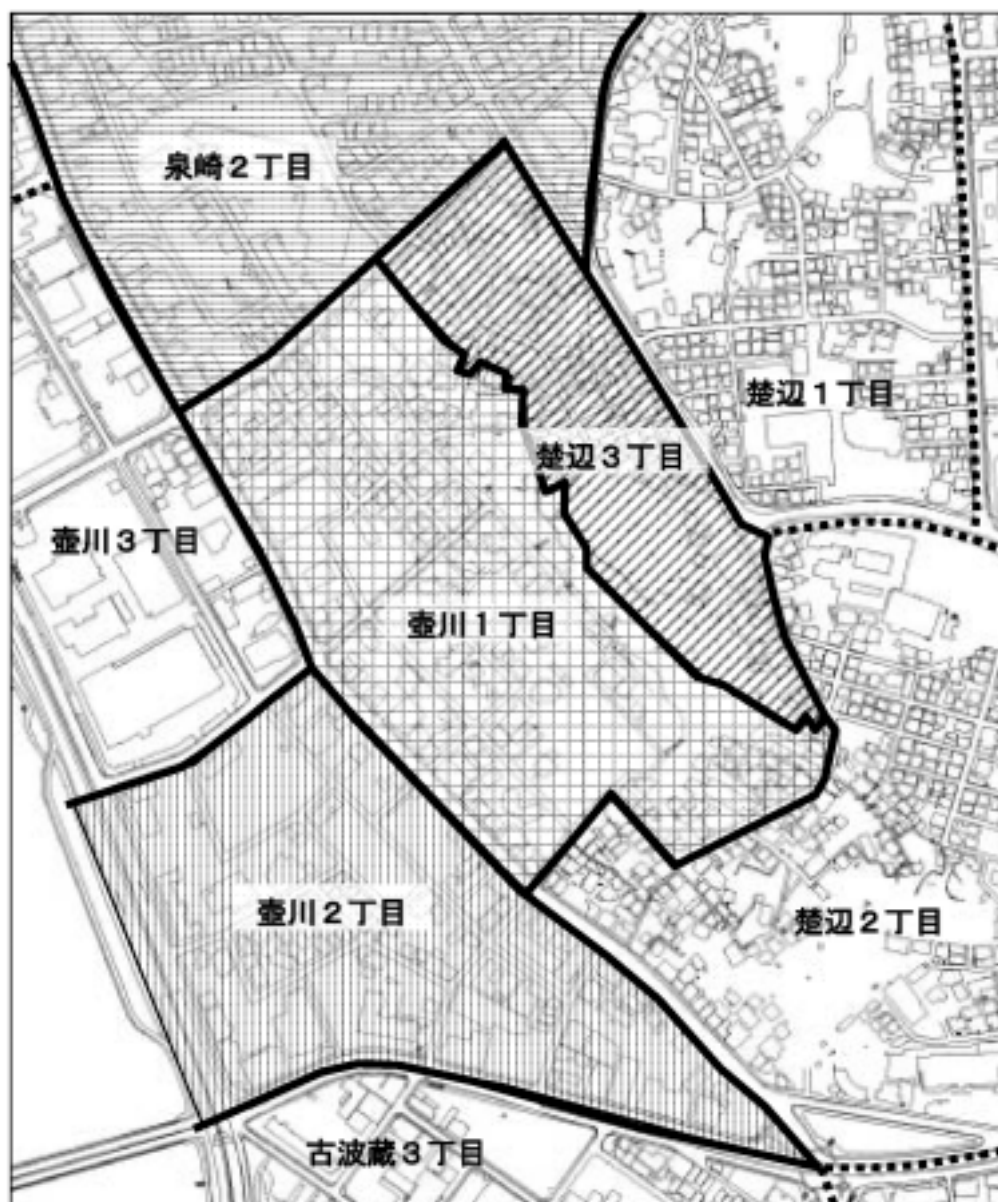


凡例

現町字界		平成 22 年度答申済	
		平成 11 年度答申済	

別図 2

字楚辺、字壺川、字古波蔵及び字二中前地区 町界町名整理図



凡例

現町字名		壺川1丁目	
新町字界	————	壺川2丁目	
楚辺3丁目		泉崎2丁目	

那 覇 市 告 示 第 27 号

平成 23 年 4 月 15 日

平成 23 年（2011 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 22 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 22 年度那覇市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量のうち、（2）年間総配水量「38,982,898 m³」を「38,468,127 m³」に、（3）一日平均配水量「106,802 m³」を「105,392 m³」に改める。

（収益的收入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第 1 款	水道事業収益	8,430,187 千円	23,330 千円	8,453,517 千円
第 1 項	営業収益	8,230,531 千円	△37,634 千円	8,192,897 千円
第 2 項	営業外収益	159,658 千円	60,546 千円	220,204 千円
第 3 項	特別利益	39,998 千円	418 千円	40,416 千円
		支 出		
第 1 款	水道事業費用	7,691,283 千円	△92,124 千円	7,599,159 千円
第 1 項	営業費用	7,391,220 千円	△101,112 千円	7,290,108 千円
第 2 項	営業外費用	265,987 千円	8,588 千円	274,575 千円
第 3 項	特別損失	14,076 千円	400 千円	14,476 千円

（資本的收入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額「1,129,194 千円」を「1,068,520 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「45,173 千円」を「41,146 千円」に、減債積立金「353,935 千円」を「352,944 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「730,086 千円」を「674,430 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支 出		
第 1 款	資本的支出	1,424,660 千円	△60,674 千円	1,363,986 千円
第 1 項	建設改良費	1,065,724 千円	△75,363 千円	990,361 千円
第 2 項	企業債償還金	353,935 千円	△991 千円	352,944 千円
第 3 項	その他資本的支出	1 千円	15,680 千円	15,681 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 5 条 予算第 8 条中「38,841 千円」を「31,034 千円」に改める。

那 覇 市 告 示 第 28 号

平成 23 年 4 月 15 日

平成 23 年（2011 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 3 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

(総則)

第 1 条 平成 22 年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 22 年度那覇市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	下水道事業収益	3,904,048 千円	△44,006 千円	3,860,042 千円
第 1 項	営業収益	3,412,920 千円	△6,991 千円	3,405,929 千円
第 2 項	営業外収益	491,127 千円	△39,249 千円	451,878 千円
第 3 項	特別利益	1 千円	2,234 千円	2,235 千円
		支 出		
第 1 款	下水道事業費用	3,873,274 千円	△92,618 千円	3,780,656 千円
第 1 項	営業費用	3,221,955 千円	△58,247 千円	3,163,708 千円
第 2 項	営業外費用	625,682 千円	△35,228 千円	590,454 千円
第 3 項	特別損失	5,637 千円	857 千円	6,494 千円

（資本的收入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額「673,700 千円」を「837,207 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「21,771 千円」を「29,063 千円」に、「及び過年度分損益勘定留保資金 651,929 千円」を「、減債積立金 73,527 千円及び過年度分損益勘定留保資金 734,617 千円」に改め、支出中第5項を第6項とし、第4項の次に「第5項その他資本的支出」を加え、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第1款	資本的收入	1,750,903 千円	839,546 千円	2,590,449 千円
第1項	企業債	482,400 千円	818,900 千円	1,301,300 千円
第3項	出資金	749,921 千円	20,646 千円	770,567 千円
		支 出		
第1款	資本的支出	2,424,603 千円	1,003,053 千円	3,427,656 千円
第1項	建設改良費	1,276,893 千円	148,425 千円	1,425,318 千円
第2項	企業債償還金	1,125,477 千円	854,523 千円	1,980,000 千円
第5項	その他資本的支出	0 千円	105 千円	105 千円

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた公共下水道事業の限度額「309,600 千円」を「302,400 千円」に、流域下水道事業の限度額「172,800 千円」を「332,100 千円」に改め、起債の目的に「補償金免除繰上償還の財源として借り入れる借換債」を加え、この限度額として「666,800 千円」を加える。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	403,861 千円	△26,263 千円	377,598 千円

那 覇 市 告 示 第 29 号

平成 23 年 4 月 15 日

平成 23 年（2011 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 23 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数	150,400 戸
(2)年間総配水量	38,862,328 m ³
(3)一日平均配水量	106,181 m ³
(4)主要な建設改良事業の概要	
水道施設整備事業	事業費
	861,986 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水道事業収益	7,984,574 千円
第 1 項 営業収益	7,788,952 千円
第 2 項 営業外収益	195,621 千円
第 3 項 特別利益	1 千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	7,642,485 千円
第 1 項 営業費用	7,378,060 千円
第 2 項 営業外費用	236,062 千円
第 3 項 特別損失	8,363 千円
第 4 項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,179,061 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 42,576 千円、減債積立金 448,438 千円及び過年度分損益勘定留保資金 688,047 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	289,394 千円
第 1 項 補助金	260,000 千円
第 2 項 出資金	17,161 千円
第 3 項 その他資本収入	1 千円
第 4 項 他会計貸付金償還金	12,232 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	1,468,455 千円
第 1 項 建設改良費	1,015,016 千円
第 2 項 企業債償還金	448,438 千円
第 3 項 その他資本的支出	1 千円
第 4 項 予備費	5,000 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道メーター検針業務委託	平成23年度から平成26年度まで	127,170千円
水道管緊急修繕工事及び保安業務委託	平成23年度から平成24年度まで	平成24年度那覇市水道事業会計予算に計上する額と平成23年度末修繕引当金残高の合算額
定期水質検査業務委託	平成23年度から平成24年度まで	10,089千円
上水道施設運転監視業務委託	平成23年度から平成24年度まで	29,282千円
自家用電気工作物保安管理業務委託	平成23年度から平成24年度まで	1,134千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 1,389,030 千円

（2）交際費 256 千円

（たな卸資産購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、48,767 千円と定める。

那 覇 市 告 示 第 30 号

平成 23 年 4 月 15 日

平成 23 年（2011 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 23 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)水洗化戸数	139,000 戸
(2)年間総処理水量	34,492,542 m ³
(3)一日平均処理水量	94,241 m ³
(4)主要な建設改良事業の概要	
公共下水道整備事業 事業費	851,700 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下水道事業収益	3,906,840 千円
第 1 項 営業収益	3,423,442 千円
第 2 項 営業外収益	483,397 千円
第 3 項 特別利益	1 千円
支 出	
第 1 款 下水道事業費用	3,856,144 千円
第 1 項 営業費用	3,256,539 千円
第 2 項 営業外費用	572,936 千円
第 3 項 特別損失	6,669 千円
第 4 項 予備費	20,000 千円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 682,183 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 19,532 千円及び過年度分損益勘定留保資金 662,651 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的收入	1,998,827 千円
第 1 項 企業債	769,400 千円
第 2 項 補助金	492,000 千円
第 3 項 出資金	734,632 千円
第 4 項 その他資本収入	2,795 千円
支 出	
第 1 款 資本的支出	2,681,010 千円
第 1 項 建設改良費	1,118,379 千円
第 2 項 企業債償還金	1,540,398 千円
第 3 項 他会計借入金償還金	12,233 千円

第4項 投資	5,000 千円
第5項 予備費	5,000 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
公共下水道維持管理業務委託	平成 23 年度から平成 24 年度まで	66,000 千円
下水道（情報管理・固定資産台帳）システム保守管理業務委託	平成 23 年度から平成 24 年度まで	3,494 千円
公共下水道台帳作成業務委託	平成 23 年度から平成 24 年度まで	6,615 千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 328,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式での借り入れを行った場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
流域下水道事業	95,700			
補償金免除繰上償還の財源として借り入れる借換債	345,700			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、600,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 403,050千円

公 告

那覇市公告第 303 号

平成 23 年 3 月 24 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 307 号

平成 23 年 3 月 28 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・1号小禄赤嶺線
- 2 施行者の名称 那 覇 市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成23年3月28日～平成25年3月31日

那覇市公告第 308 号

平成 23 年 3 月 28 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・4・那47号 石嶺福祉センター線
 - 2 施行者の名称 那 覇 市
 - 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - （2）期間 平成23年3月28日～平成25年3月31日
-

那覇市公告第 309 号

平成 23 年 3 月 28 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・4・那47号 石嶺福祉センター線
- 2 施行者の名称 那 覇 市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - （2）期間 平成23年3月28日～平成24年3月31日

那覇市公告第 310 号

平成 23 年 3 月 28 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・4・那47号 石嶺福祉センター線
- 2 施行者の名称 那 覇 市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - （2）期間 平成23年3月28日～平成25年3月31日

那覇市公告第 311 号

平成 23 年 3 月 28 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・3・17号 石嶺線
- 2 施行者の名称 那 覇 市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - （2）期間 平成23年3月28日～平成25年3月31日

那 覇 市 公 告 第 9 号

平成 23 年 4 月 15 日

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
那覇広域都市計画公園事業 5・5・那 6 号 新都心公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成 3 年 2 月 15 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那 覇 市 公 告 第 10 号

平成 23 年 4 月 15 日

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
那覇広域都市計画公園事業 3・3・那 9 号 松山公園
2. 施行者の名称

那覇市

3. 事務所の所在地

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

4. 事業地

（1）収用の部分 変更なし

（2）使用の部分 なし

5. 事業施行期間

平成 17 年 9 月 20 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

6. 縦覧の場所

那覇市役所建設管理部花とみどり課

（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階）

那覇市公告第 11 号

平成 23 年 4 月 15 日

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称

那覇広域都市計画公園事業 那 3 号 天久緑地

2. 施行者の名称

那覇市

3. 事務所の所在地

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

4. 事業地

（1）収用の部分 変更なし

（2）使用の部分 なし

5. 事業施行期間

平成 4 年 10 月 2 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

6. 縦覧の場所

那覇市役所建設管理部花とみどり課

（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階）

那 覇 市 公 告 第 12 号

平 成 23 年 4 月 15 日

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
那覇広域都市計画公園事業 2・2・那 36 号 大道森公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
（1）収用の部分 沖縄県那覇市字大道上大道原地内
（2）使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成 23 年 3 月 18 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階）

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第2号

平 成 23 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市上下水道局組織機構の改正に伴う関係規程の整理等に関する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局組織機構の改正に伴う関係規程の整理等に関する規程

(那覇市上下水道局分課規程の一部改正)

第1条 那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第2条 局に次の部、課及び係を置く。 上下水道部 総務課 庶務係 職員係 管財係 [略] 料金課 業務係 計量係 収納・整理係 各戸検針係 [略] 契約検査課 契約検査係 給排水設備課 給水工事係 排水設備係 (事務分掌) 第6条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。 上下水道部 [略] 料金課 (1)～(3) [略]	(組織) 第2条 [略] 上下水道部 総務課 <u>総務係</u> 職員係 [略] <u>料金サービス課</u> [略] [略] [略] [略] <u>給水工事係</u> <u>排水設備係</u> [略] 契約検査課 契約検査係 (事務分掌) 第6条 [略] 上下水道部 [略] <u>料金サービス課</u> (1)～(3) [略] <u>(4) 給水装置に関すること。</u> <u>(5) 指定給水装置工事事業者に関すること。</u>

[略]

契約検査課

(1)～(3) [略]

給排水設備課

(1) 給水装置に関すること。

(2) 指定給水装置工事事業者に関すること。

(3) 量水器の維持管理に関すること。

(4) 貯水槽水道の管理に関する指導、助言及び勧告並びに情報提供に関すること。

(5) 下水道使用の開始受付に関すること。

(6) 排水設備工事に関すること。

(7) 排水設備指定工事店及び責任技術者に関すること。

(8) 事業場から下水道に排除される水の水質管理に関すること。

(6) 量水器の維持管理に関すること。

(7) 貯水槽水道の管理に関する指導、助言及び勧告並びに情報提供に関すること。

(8) 下水道使用の開始受付に関すること。

(9) 排水設備工事に関すること。

(10) 排水設備指定工事店及び責任技術者に関すること。

(11) 事業場から下水道に排除される水の水質管理に関すること。

(12) 下水道接続の普及指導に関すること。

(13) 水洗便所改造等の補助及び資金貸付けに関すること。

(14) 再生水利用申請の受付に関すること。

(15) 再生水事業の施設の維持管理に関すること。

[略]

契約検査課

(1)～(3) [略]

(9) <u>下水道接続の普及指導に関すること。</u> (10) <u>水洗便所改造等の補助及び資金貸付けに関すること。</u> (11) <u>再生水利用申請の受付に関すること。</u> (12) <u>再生水事業の施設の維持管理に関すること。</u>	
--	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

(那覇市上下水道局事務決裁規程の一部改正)

第2条 那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備 考 1 表又は様式の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がある場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線に改める。 2 表又は様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 3 表又は様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

[略]

料金課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1 ～ 18	[略]				

[略]

契約検査課に関する事項

[略]

給排水設備課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	指定給水装置工事事業者の指定に関する <u>こと。</u>	○			
2	給水工事台帳の整備及び保管に関する <u>こと。</u>			○	
3	給水工事の設計審査、材質検査及び工事検査に関する <u>こと。</u>			○	
4	給水工事の申込みその他給水工事に関する届出に関する <u>こと。</u>			○	
5	水道使用者等へのメーターの貸与に関する <u>こと。</u>			○	
6	水道メーターの亡失又は損傷による損害賠償に関する <u>こと。</u>			○	
7	排水設備指定工事店の指定に関する <u>こと。</u>	○			
8	責任技術者試験の免除並びに責任技術者の資格の停止及び取消に係る下水道協会への申請に関する <u>こと。</u>			○	
9	水洗便所改造等資金貸付に関する <u>こと。</u>			○	
10	排水設備工事計画の承認に関する <u>こと。</u>			○	
11	排水設備工事計画の検査に関する <u>こと。</u>			○	

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

[略]

料金サービス課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～18	[略]				
19	<u>指定給水装置工事事業者の指定に関するこ と。</u>	○			
20	<u>給水工事台帳の整備及び保管に関するこ と。</u>			○	
21	<u>給水工事の設計審査、材質検査及び工事検査 に関すること。</u>			○	
22	<u>給水工事の申込みその他給水工事に関する届 出に関すること。</u>			○	
23	<u>水道使用者等へのメーターの貸与に関するこ と。</u>			○	
24	<u>水道メーターの亡失又は損傷による損害賠償 に関すること。</u>			○	
25	<u>排水設備指定工事店の指定に関するこ と。</u>	○			
26	<u>責任技術者試験の免除並びに責任技術者の資 格の停止及び取消に係る下水道協会への申請 に関すること。</u>			○	
27	<u>水洗便所改造等資金貸付に関するこ と。</u>			○	
28	<u>排水設備工事計画の承認に関するこ と。</u>			○	
29	<u>排水設備工事計画の検査に関するこ と。</u>			○	

[略]

契約検査課に関する事項

[略]

（那覇市上下水道局公印規程の一部改正）

第3条 那覇市上下水道局公印規程(1967年那覇市水道局規程第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第2 別記]	[別表第1 別記] [別表第2 別記]
備 考 1 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2 改正前の欄中の図(以下「改正図」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該図の表示がない場合には、当該改正図を削る。	

[改正前 別記]

別表第1(第4条関係)

名称	ひな型番号	寸法	書体	用途	管守者	保管場所
[略]						
那覇市上下水道事業管理者之印	4	[略]			料金課担当副参事	料金課
那覇市上下水道事業管理者之印	5	[略]			料金課長	料金課
[略]						
課長之印	9	[略]			総務課長、料金課長、工務課長、下水道課長	総務課、料金課、工務課、下水道課
企業出納員印	10	[略]			[略]	[略]
企業出納員印	11	[略]			料金課担当副参事	料金課
企業出納員印	12	直径 25 ミリ メートル	かい書	窓口収納分領収印	料金課担当副参事	料金課

備考 ひな型番号9課長之印は4個、ひな型番号12企業出納員印は3個とする。

[改正後 別記]

別表第1(第4条関係)

名称	ひな型番号	寸法	書体	用途	管守者	保管場所
[略]						
那覇市上下水道事業管理者之印	4	[略]			料金サービス課担当副参事	料金サービス課
那覇市上下水道事業管理者之印	5	[略]			料金サービス課長	料金サービス課
[略]						
那覇市上下水道局上下水道部課長之印	9	[略]			総務課長、料金サービス課長、工務課長、下水道課長	総務課、料金サービス課、工務課、下水道課
那覇市上下水道局企業出納員印	10	[略]			[略]	[略]
那覇市上下水道局企業出納員印	11	[略]			料金サービス課担当副参事	料金サービス課

備考 ひな型番号9那覇市上下水道局上下水道部課長之印は4個とする。

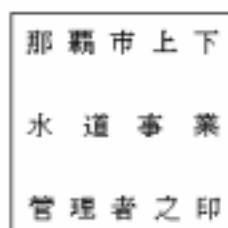
〔改正前 別記〕

別表第2

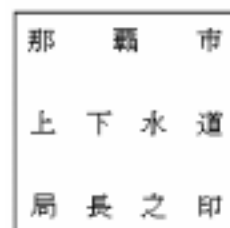
1 1の2



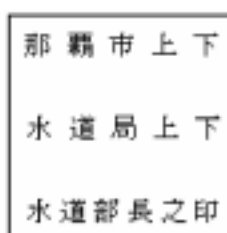
2 3 4 5



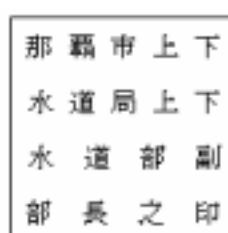
6



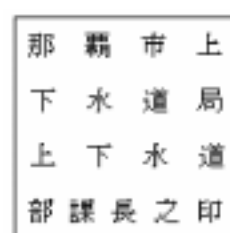
7



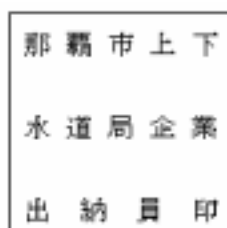
8



9



10 11



12



〔改正後 別記〕

別表第2(第4条関係)

1 1の2

那	覇	市
上	下	水
道	局	印

2 3 4 5

那	覇	市	上	下
水	道	事	業	
管	理	者	之	印

6

那	覇	市
上	下	水
道	局	長
之	印	

7

那	覇	市	上	下
水	道	局	上	下
水	道	部	長	之
印				

8

那	覇	市	上	下
水	道	局	上	下
水	道	部	副	
部	長	之	印	

9

那	覇	市	上	
下	水	道	局	
上	下	水	道	
部	課	長	之	印

10 11

那	覇	市	上	下
水	道	局	企	業
出	納	員	印	

（那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部改正）

第4条 那覇市水道事業及び下水道事業会計規程(1968年那覇市水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
〔別表 別記〕	〔別表 別記〕
備 考 第2条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表（第4条、第5条関係）

区分及び 企業出納員		取扱事務	委任事務
[略]			
(2) 業 務 企 業 出 納 員	総務課長 管財係長	[略]	[略]
	料金課担当副参事 収納・整理係主査 収納・整理係長	[略]	[略]
(3) 物 品 企 業 出 納 員	総務課長 管財係長	[略]	[略]
	給排水設備課長 給水工事係長	固定資産会計事務 (減価償却を除く)及 びたな卸資産の出納 保管事務	[略]

[改正後 別記]

別表（第4条、第5条関係）

区分及び 企業出納員		取扱事務	委任事務
[略]			
(2) 業 務 企 業 出 納 員	総務課長 総務係主査	[略]	[略]
	料金サービス課担当 副参事 収納・整理係主査 収納・整理係長	[略]	[略]
(3) 物 品 企 業 出 納 員	総務課長 総務係主査	[略]	[略]
	料金サービス課担当 副参事 給水工事係長	たな卸資産の出納保 管事務	[略]

（那覇市水道給水条例施行規程の一部改正）

第5条 那覇市水道給水条例施行規程(平成10年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のよう

に改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 〔略〕 2 条例第4条第2号に規定する「<u>共用給水装置</u>」とは、1つの給水栓を屋外に設置し2世帯以上で家事の用に水道を使用するものをいう。 (水道使用者等の届出) 第13条 水道使用者等が条例第18条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により届け出なければならない。 (1)～(4) 〔略〕 (5) <u>連合専用給水装置又は共用給水装置</u>の使用戸数に異動があったとき 連合栓世帯数異動届出書(第12号様式) (6) 〔略〕 [第1号様式 別記] [第1号様式の2 別記] [第4号様式 別記] [第4号様式の2 別記] [第7号様式 別記] [第12号様式 別記]	(用語の意義) 第2条 〔略〕 (水道使用者等の届出) 第13条 〔略〕 (1)～(4) 〔略〕 (5) 連合専用給水装置の使用戸数に異動があったとき 連合栓世帯数異動届出書(第12号様式) (6) 〔略〕 [第1号様式 別記] [第1号様式の2 別記] [第4号様式 別記] [第4号様式の2 別記] [第7号様式 別記] [第12号様式 別記]
備 考 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2 第2条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第1号様式(第4条関係)

(表)

給水装置工事申請書及び設計書

	技 術 管理者	給排水設備課給水工事係			料金課計量係		[略]
		課 長	係 長	係	係	水 道 番 号	[略]
審査						冊 番 号	[略]

[略]

[略]

(裏)

[略]

[改正後 別記]

第1号様式(第4条関係)

(表)

給水装置工事申請書及び設計書

	技 術 管理者	担 当 副 参 事	給水工事係		計量係		[略]
			係 長	係	係	水 道 番 号	[略]
審 査						冊 番 号	[略]
[略]							

[略]

(裏)

[略]

[改正前 別記]

第1号様式の2(第4条関係)

(表)

給水装置工事申請書及び設計書(各戸検針用)

	技 術 管 理 者	給排水設備課給水工事 係			料金課計量係		[略]
		課長	係長	係	係	水 道 番 号	[略]
審 査						冊 番 号	[略]
[略]						・住 宅()・事務所 () ・店 舗()・共用 () ・消火栓()・その他 ()	[略]
[略]							

[略]

(裏)

[改正後 別記]

第1号様式の2(第4条関係)

(表)

給水装置工事申請書及び設計書(各戸検針用)

	技 術 管 理 者	<u>担当副 参事</u>	<u>給水工事係</u>		<u>計量係</u>		[略]
			<u>係長</u>	<u>係</u>	<u>係</u>	<u>水 道 番 号</u>	[略]
審 査						冊 番 号	[略]
[略]						・住 宅()・事務所 () ・店 舗()・共用栓 () ・消火栓()・その他 ()	[略]
[略]							

[略]

(裏)

[略]

[改正前 別記]

第4号様式(第9条関係)

(表)

給水申込書

[略]			
[略]			
[略]	<u>料金課長</u>	<u>計量係長</u>	<u>計量係</u>
	<u>(合議)</u>	<u>業務係長</u>	<u>業務係</u>

[略]

(裏)

臨時給水に関する誓約書(建築工事用・興行用)

[略]

[略]

記

- 1 [略]
- 2 水道料金の支払いを滞ったときは申請者は責任を持って精算します。
- 3 施主は常に水道料金の支払い及び使用状況等を把握し、上下水道局との連絡を密にしま

す。
4～5[略]
[略]

給排水設備課 給水工事係		
課長	係長	係

[略]

[改正後 別記]
第4号様式(第9条関係)

(表)

給水申込書									
[略]									
[略]									
[略]	課長	業務係			計量係		担当 副参事	給水工事係	
		係長	主査	係	係長	係		係長	係

[略]

(裏)

臨時給水に関する誓約書(建築工事用・興行用)

[略]
[略]

記

- 1 [略]
 - 2 水道料金の支払いを滞ったときは申請者(施主)は責任を持って精算します。
 - 3 申請者(施主)は常に水道料金の支払い及び使用状況等を把握し、上下水道局との連絡を密にします。
- 4～5[略]
[略]

[略]

[改正前 別記]

第4号様式の2(第9条関係)

(表)

給水申込書(各戸検針用)			
[略]			
[略]			
[略]	[略]	[略]	[略]
	・共用()・事務所()	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
[略]			
[略]	料金課長	計量係長	計量係
	(合議)	各戸検針係長	各戸検針係

[略]

(裏)

臨時給水に関する誓約書(建築工事用・興行用)

[略]
[略]

記

1 [略]

2 水道料金の支払いを滞ったときは申請者は責任を持って精算します。

3 施主は常に水道料金の支払い及び使用状況等を把握し、上下水道局との連絡を密にします。

4～5[略]

[略]

給排水設備課 給水工事係			[略]
課長	係長	係	

[改正後 別記]

第4号様式の2(第9条関係)

(表)

給水申込書(各戸検針用)								
[略]								
[略]								
[略]				[略]		[略]	[略]	
				・ 共用栓() ・ 事務所()		[略]	[略]	
				[略]		[略]	[略]	
[略]								
[略]	課長	各戸検針係		計量係		担当 副参 事	給水工事係	
		係長	係	係長	係		係長	係

[略]

(裏)

臨時給水に関する誓約書(建築工事用・興行用)

[略]
[略]

記

1 [略]

2 水道料金の支払いを滞ったときは申請者(施主)は責任を持って精算します。

3 申請者(施主)は常に水道料金の支払い及び使用状況等を把握し、上下水道局との連絡を密にします。

4～5[略]

[略]

[略]

[改正前 別記]

第7号様式(第12条関係)

	課長	係長	係員

メーター亡失(損傷)届出書

[略]

[略]

[略]

[改正後 別記]

第7号様式(第12条関係)

	担当副参事	係長	係員

メーター亡失(損傷)届出書

[略]

[略]

[略]

[改正前 別記]

第12号様式(第13条第5号関係)

連合栓世帯数異動届出書					
[略]					
	電算入力		料金課長	計量係長	係員

[略]

[改正後 別記]

第12号様式(第13条関係)

連合栓世帯数異動届出書					
[略]					
	電算入力		料金サービス課長	計量係長	係員

[略]

（那覇市下水道条例施行規程の一部改正）

第6条 那覇市下水道条例施行規程（平成17年那覇市上下水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（使用の開始等の届出） 第9条 条例第22条第1項の規定による届出は、 <u>公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届</u> （第7号様式）によるものとする。 2 [略] [第1号様式 別記] [第3号様式 別記] [第7号様式 別記]	（使用の開始等の届出） 第9条 条例第22条第1項の規定による届出は、 <u>公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届</u> （第7号様式）によるものとする。 2 [略] [第1号様式 別記] [第3号様式 別記] [第7号様式 別記]
備考 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2 第2条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第 1 号様式(第 5 条関係)

(表)

下水道排水設備計画確認申請書						
[略]						
[略]						
決 裁 欄	部 長	副部長	課 長	係 長	係	確認通知書送付年月日 年 月 日

(裏)

[略]

[略]

[略]

[略]

[改正後 別記]

第 1 号様式(第 5 条関係)

(表)

下水道排水設備計画確認申請書				
[略]				
[略]				
決 裁 欄	担当副参事	係 長	係	確認通知書送付年月日 年 月 日

(裏)

[略]

[略]

[略]

[略]

[改正前 別記]

第 3 号様式（第 6 条関係）

下水道排水設備計工事完了届										
[略]										
[略]										
決 裁 欄	部 長		副 部 長		課 長		係 長		係	

[改正後 別記]

第 3 号様式（第 6 条関係）

下水道排水設備計工事完了届										
[略]										
[略]										
決 裁 欄					担当副 参事		係 長		係	

[改正前 別記]

第7号様式(第9条関係)

(表)

公共下水道使用開始（ <u>休止</u> ・ <u>廃止</u> ・再開）届										
[略]										
[略]										
上記のとおり公共下水道使用開始（ <u>休止</u> ・ <u>廃止</u> ・再開）の届出があり、調査した結果、支障がないと認められたので、その旨処理してよろしいでしょうか。										
[略]										
決 裁 欄	部 長		副 部 長		課 長		係 長		係	

(裏)

[略]
[略]

[改正後 別記]

第7号様式(第9条関係)

(表)

公共下水道使用（ <u>開始</u> ・ <u>休止</u> ・ <u>廃止</u> ・再開）届							
[略]							
[略]							
上記のとおり公共下水道使用（ <u>開始</u> ・ <u>休止</u> ・ <u>廃止</u> ・再開）の届出があり、調査した結果、支障がないと認められたので、その旨処理してよろしいでしょうか。							
[略]							
決 裁 欄	課長	業務係			担当 副参事	排水設備係	
		係長	主査	係		係長	係

(裏)

[略]
[略]

（那覇市上下水道局下水道使用料等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程の一部改正）

第7条 那覇市上下水道局下水道使用料等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程(平成20年那覇市上下水道局規程第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（事務の委任） 第3条 [略]	（事務の委任） 第3条 [略]

2 前項の事務を執行する場合において、現金(現金に代えて納付される小切手を含む。)の出納保管は、料金課において行う。

2 前項の事務を執行する場合において、現金(現金に代えて納付される小切手を含む。)の出納保管は、料金サービス課において行う。

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部改正)

第8条 那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程(平成20年那覇市上下水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(報酬)			(報酬)		
第2条 [略]			第2条 [略]		
所属	労務の区分	報酬の額 (円)	所属	労務の区分	報酬の額 (円)
[略]			[略]		
<u>料金課</u>	窓口担当員	[略]	<u>料金サービス課</u>	窓口担当員	[略]
<u>料金課</u>	滞納整理員	[略]	<u>料金サービス課</u>	滞納整理員	[略]
<u>料金課</u>	下水道使定用料算員	[略]	<u>料金サービス課</u>	下水道使定用料算員	[略]
[略]			<u>料金サービス課</u>	下水道接続指導員	時間額 920
			<u>料金サービス課</u>	下水道情報管理システム入力員	日額 5,510
			<u>料金サービス課</u>	貯水槽水道台帳作成員	時間額 920
			[略]		
配水課	[略]	[略]	配水課	[略]	[略]
<u>給排水設備課</u>	下水道接続指導員	時間額 920			
<u>給排水設備課</u>	下水道情報管理システム入力員	日額 5,510			

備考 第2条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

（那覇市上下水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正）
 第9条 那覇市上下水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（1969年
 那覇市水道局規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 第2条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表（第2条関係）

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
料金課及び管理課に勤務する職員で所属長の指定するもの	[略]	[略]	[略]
料金課に勤務する職員のうち滞納整理に従事する職員で所属長の指定するもの	[略]	[略]	[略]

[改正後 別記]

別表（第2条関係）

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
料金サービス課及び管理課に勤務する職員で所属長の指定するもの	[略]	[略]	[略]
料金サービス課に勤務する職員のうち滞納整理に従事する職員で所属長の指定するもの	[略]	[略]	[略]

（那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部改正）

第10条 那覇市上下水道局徴収事務委託規程（平成16年那覇市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第2号様式 別記]	[第2号様式 別記]
備考 改正前の欄中の様式（以下「改正様式」という。）及びこれに対応する改正後の欄中の様式（以下「改正後様式」という。）に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

[改正前 別記]

第2号様式(第9条関係)

水道料金等徴収報告書

引継日 平成 年 月 日 曜日				料 金 課 担 当 副 参 事	収 納 ・ 整 理 係 長	収 納 ・ 整 理 係		No.			
徴収 月 件 数 件	円	受託者 印	〈収納金金種別内訳〉								
徴収月 日	水道番号	水栓住所	使用者名	徴収 年・月 分	金額 (円)	領収					
	— —					No.	紙 幣	10,000		,000	
	— —					No.		5,000		,000	
	— —					No.		2,000		,000	
	— —					No.		1,000		,000	
	— —					No.					
	— —					No.	硬 貨	500		00	
	— —					No.		100		00	
	— —					No.		50		0	
	— —					No.		10		0	
	— —					No.		5			
	— —					No.		1			
	— —					No.	現金合計				
	— —					No.	備考				
	— —					No.					
	— —					No.					
	— —					No.					
	— —					No.					
計	徴収個別 件数 件										
合計											

[改正後 別記]

第2号様式(第9条関係)

水道料金等徴収報告書

No. _____

引継日 平成 年 月 日 曜日			料 金 サ一 ビ ス 課 担 副 参 事	収 納・ 整 理 係 長	収 納・ 整 理 係	
徴収 月 件 数 件	円	受託者 印				
徴収 月 日	水道番号	水栓住所	使用者名	徴収 年・月 分	金額 (円)	領収
	— —					No.
	— —					No.
	— —					No.
	— —					No.
	— —					No.
	— —					No.
	— —					No.
	— —					No.
	— —					No.
	— —					No.
	— —					No.
	— —					No.
	— —					No.
	— —					No.
	— —					No.
	— —					No.
	— —					No.
計	徴収個別 件数 件					
合計						

（那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会規程の一部改正）

第11条 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会規程(昭和54年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（委員長及び委員） 第3条 委員長には上下水道部長をもって充て、委員には次の職にある者をもって充てる。 管理課を担当する上下水道部副部長 総務課長 給排水設備課長 企画経営課長 管理課長 工務課長 <u>給排水設備課給水工事係長 配水課配水係長</u> 2 [略] （委員会の事務） 第9条 委員会の事務は<u>給排水設備課</u>において行う。	（委員長及び委員） 第3条 委員長には上下水道部長をもって充て、委員には次の職にある者をもって充てる。 管理課を担当する上下水道部副部長 総務課長 <u>料金サービス課担当副参事</u> 企画経営課長 管理課長 工務課長 <u>料金サービス課給水工事係長 配水課配水係長</u> 2 [略] （委員会の事務） 第9条 委員会の事務は<u>料金サービス課</u>において行う。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市上下水道局統計事務に関する規程の一部改正）

第12条 那覇市上下水道局統計事務に関する規程(1967年那覇市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表(第2条関係) [水道事業及び下水道事業共通] [略] [水道事業] [略] <u>料金課</u> 1～15 [略] [略] 工務課 1～5 [略] <u>給排水設備課</u>	別表(第2条関係) [水道事業及び下水道事業共通] [略] [水道事業] [略] <u>料金サービス課</u> 1～15 [略] <u>16 量水器維持管理状況</u> <u>17 給水装置工事統計月報</u> <u>18 口径別加入金収納状況</u> [略] 工務課 1～5 [略]

<u>1 量水器維持管理状況</u> <u>2 給水装置工事統計月報</u> <u>3 口径別加入金収納状況</u> [下水道事業] <u>料金課</u> 1～6 [略] <u>給排水設備課</u> 1 <u>下水道業務実績</u> 2 <u>水洗便所改造等資金貸付明細</u> 3 <u>排水設備工事件数</u> [略]	[下水道事業] <u>料金サービス課</u> 1～6 [略] 7 <u>下水道業務実績</u> 8 <u>水洗便所改造等資金貸付明細</u> 9 <u>排水設備工事件数</u> [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市上下水道局有効率向上対策委員会規程の一部改正）

第13条 那覇市上下水道局有効率向上対策委員会規程（昭和52年那覇市水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に上下水道部長、副委員長に管理課を担当する上下水道部副部長をもって充てる。 上下水道部長、上下水道部副部長、水道技術管理者、総務課長、企画経営課長、 <u>料金課長、管理課長、配水課長、工務課長、契約検査課長、給排水設備課長</u>	（組織） 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に上下水道部長、副委員長に管理課を担当する上下水道部副部長をもって充てる。 上下水道部長、上下水道部副部長、水道技術管理者、総務課長、企画経営課長、 <u>料金サービス課長、料金サービス課担当副参事、管理課長、配水課長、工務課長、契約検査課長</u>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

（那覇市上下水道局駐車場管理規程の一部改正）

第14条 那覇市上下水道局駐車場管理規程（平成19年那覇市上下水道局規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（局利用駐車料金） 第14条 [略] 2 前項の局利用駐車料金は、各課で <u>駐車</u>	（局利用駐車料金） 第14条 [略] 2 前項の局利用駐車料金は、各課 <u>（局の</u>

<u>券を提示し承認を受け、みずプラッサA棟1階の料金課又は給排水設備課(局の営業時間外については、守衛室)において、当該駐車券を認証機で認証することにより無料化することとする。</u>	<u>営業時間外については、守衛室)で駐車券を認証機で認証することにより無料化することとする。</u>
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 1 号

平 成 2 3 年 3 月 2 9 日

施 行 済

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会

委 員 長 城 間 勝

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則（平成15年那覇市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（部、課等の設置） 第5条 事務局に置く部及び課（室を含む。以下同じ。）は次の表のとおりとする。 [表 別記] （公の施設の所管） 第9条 教育委員会の所管に属する公の施設並びに所管する部及び課は、次の表のとおりとする。 [表 別記] （附属機関） 第12条 教育委員会の所管に属する附属機関（市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和59年那覇市規則第3号）に基づき補助執行するものを含み、那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成18年那覇市教育委員会規則第4号）に基づき補助執行させるものを除く。）の名称及び庶務担当課等は、次の表のとおりとする。 [表 別記] （職の設置） 第15条 [略] 2 前項に定めるもののほか、事務局に必要なに応じて置く職は、参事監、参事、担当副参事、副参事、主幹、主査、専門員主査、主任主事、主任技師、主任教育相談員、主任専門員、主任保健師、主任栄養士、主事、技師、教育相談員、専門員、保健師及び栄養士とする。 （担当副参事等の所掌事務） 第16条 担当副参事及び副参事の所管す	（部、課等の設置） 第5条 事務局に置く部、<u>課及び室</u>は次の表のとおりとする。 [表 別記] （公の施設の所管） 第9条 [略] [表 別記] （附属機関） 第12条 [略] [表 別記] （職の設置） 第15条 [略] 2 前項に定めるもののほか、事務局に必要なに応じて置く職は、参事監、参事、担当副参事、副参事、主幹、主査、<u>教育相談員主査</u>、専門員主査、主任主事、主任技師、主任教育相談員、主任専門員、主任保健師、主任栄養士、主事、技師、教育相談員、専門員、保健師及び栄養士とする。 （室長等の所掌事務） 第16条 <u>室長</u>、担当副参事及び副参事の

る事務は、部の所掌する事務のうちから部長が定める。 2 〔略〕 (職名及び職位) 第19条 那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第5号及び第6号に定める教育委員会の職員の職名及びその職位は、次の表のとおりとする。 〔表 別記〕 2 〔略〕 (職務) 第20条 前条に掲げる職名の職務は、次の表のとおりとする。ただし、主任教諭及び教諭については、別の定めによるものとする。 〔表 別記〕 〔別表第1 別記〕	所管する事務は、課の所掌する事務のうちから部長が定める。 2 〔略〕 (職名及び職位) 第19条 〔略〕 〔表 別記〕 2 〔略〕 (職務) 第20条 〔略〕 〔表 別記〕 〔別表第1 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 5 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 6 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 那覇市教育委員会公印規則(平成10年那覇市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表(第4条関係)	別表(第4条関係)

名称	主用途	管守者
[略]		
教育長 印	[略]	
	課(室、教育機関 (学校及び幼稚園 を除く。以下この 表において同 じ。)を含む。) における特定の 事務に係る文書	[略]
	[略]	
[略]		

名称	主用途	管守者
[略]		
教育長 印	[略]	
	課又は教育機関 (学校及び幼稚園 を除く。以下この 表において同 じ。)における特 定の事務に係る 文書	[略]
	[略]	
[略]		

備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

[改正前 別記]

[第5条の表]

部	課
生涯学習部	総務課
	生涯学習課
	市民スポーツ課
	高校総体推進室
	文化財課
	施設課
学校教育部	学校教育課
	総合青少年課
	学務課
	学校給食課

[改正後 別記]

[第5条の表]

部	課	室
生涯学習部	総務課	
	生涯学習課	
	市民スポーツ課	
	文化財課	
	施設課	
学校教育部	学校教育課	小中一貫教育推進室
	総合青少年課	
	学務課	
	学校給食課	

[改正前 別記]

[第9条の表]

第10条第1項第2号の表

公の施設の名称	所管する部及び課	
	部	課
[略]	生涯学習部	市民スポーツ課
漫湖公園市民庭球場		
タマウト ^カ ン 玉陵		[略]
[略]		
[略]		

[改正後 別記]

[第9条の表]

公の施設の名称	所管する部及び課	
	部	課
[略]	生涯学習部	市民スポーツ課
漫湖公園市民庭球場		
<u>那覇市営奥武山野球場</u>		
<u>那覇市営奥武山屋内運動場</u>		
カマクト・カン 玉陵		[略]
[略]		
[略]		

[改正前 別記]

[第12条の表]

附属機関の名称	庶務担当課等
那覇市立学校適正規模等審議会	総務課
那覇市生涯学習推進協議会	[略]
[略]	
[略]	
[略]	学校教育課
那覇市立学校結核対策委員会	
那覇市学校給食センター運営委員会	
[略]	

[改正後 別記]

[第12条の表]

附属機関の名称	庶務担当課等
那覇市立学校適正規模等審議会	総務課
<u>那覇市教育事務点検評価委員会</u>	
那覇市生涯学習推進協議会	[略]
[略]	
[略]	
[略]	学校教育課
那覇市立学校結核対策委員会	
<u>那覇市小中一貫教育審議会</u>	
那覇市学校給食センター運営委員会	[略]
[略]	

[改正前 別記]

[第19条の表]

職位	職名
[略]	
課長級	課長 <u>室長</u> 所長 館長(公民館は中央公民館の館長に限る。) 担当副参事 副参事
[略]	
主査級	主査 副所長 館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長 指導主事 社会教育主事 主任教諭 学芸員主査 専門員主査 調理主査
[略]	

[改正後 別記]

[第19条の表]

職位	職名
[略]	
課長級	課長 所長 館長(公民館は中央公民館の館長に限る。) <u>室長</u> 担当副参事 副参事
[略]	
主査級	主査 副所長 館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長 指導主事 社会教育主事 <u>教育相談員主査</u> 主任教諭 学芸員主査 専門員主査 調理主査
[略]	

[改正前 別記]

[第20条の表]

職名	職務
[略]	
課長 室長 所長 館長(公民館は中央公民館の館長に限る。)	[略]
担当副参事 副参事	[略]
[略]	
主査 学芸員主査 専門員主査	
[略]	

[改正後 別記]

[第20条の表]

職名	職務
[略]	
課長 所長 館長(公民館は中央公民館の館長に限る。)	[略]
<u>室長</u> 担当副参事 副参事	[略]
[略]	
主査 <u>教育相談員主査</u> 学芸員主査 専門員主査	
[略]	

[改正前 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
[略]	
市民スポーツ課	[略]
高校総体推進室	<u>全国高等学校総合体育大会に関すること。</u>
文化財課	[略]
[略]	

学校教育部に関する事項

課	分掌事務
学校教育課	1～15 [略] <u>16～17</u> [略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
[略]	
市民スポーツ課	[略]
文化財課	[略]
[略]	

学校教育部に関する事項

課	分掌事務
学校教育課	1～15 [略] <u>16 小中一貫教育に関すること。</u> <u>17～18</u> [略]
[略]	

那覇市教育委員会規則第 2 号
平 成 2 3 年 3 月 2 9 日
施 行 済

那覇市小中一貫教育審議会規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市小中一貫教育審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市小中一貫教育審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担当事務）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- （1） 那覇市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の小中一貫教育導入のための基本構想に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、小中一貫教育に関し教育委員会が特に必要があると認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 市立学校の校長
- （3） 市民
- （4） その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、諮問に係る審議を終え答申するまでの間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、原則として出席委員の全員一致で決するものとする。
- 4 議事について審議を続行してもその可否について全員一致で決する見込みがないと会長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、議事は出席委員(会長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 3 号
平 成 2 3 年 3 月 2 9 日
施 行 済

小中一貫教育の実施に係る臨時教育職員の身分取扱いに関する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 城 間 勝

小中一貫教育の実施に係る臨時教育職員の身分取扱いに関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項に基づき、那覇市立小学校及び中学校における小中一貫教育の実施に向けて、小中一貫教育を先行導入する神原中学校において臨時的に任用する教諭(以下「臨時教育職員」という。)の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 臨時教育職員は、小中一貫教育を円滑かつ効果的に推進するため、神原中学校長が定める校務を行う。

（任用候補者名簿）

第3条 学校教育課長は、臨時教育職員の確保を図るため臨時教育職員任用候補者名簿を作成するものとする。

- 2 前項に規定する臨時教育職員任用候補者名簿には、中学校教諭免許状を有し、臨時教育職員への任用を希望する者で原則として60歳未満のものを登載するものとする。
- 3 前項の登載は、申込みの受付順に行うものとする。

（任用）

第4条 臨時教育職員の任用は、前条の任用候補者名簿に登載された者の中から選考により決定する。

（任用通知等）

第5条 学校教育課長は、臨時教育職員を任用しようとするときは、任用依頼書により総務課長に依頼しなければならない。

- 2 学校教育課長は、臨時教育職員として任用しようとする者に、必要に応じ教育長の指定する医師の診断書を提出させるものとする。
- 3 臨時教育職員の任用は、任用依頼書に基づき総務課長が任用通知書を作成し、学校教育課長が本人に対し同任用通知書を交付して行う。

（任用期間の更新）

第6条 学校教育課長は、現に勤務する臨時教育職員の任用期間を更新する必要がある

ると認めるときは、任用期間更新依頼書により総務課長に依頼しなければならない。

- 2 臨時教育職員の任用期間の更新は、前項の依頼書に基づき総務課長が任用更新通知書を作成し、学校教育課長が本人に対し同任用更新通知書を交付して行う。

（任用の制限）

第7条 臨時教育職員としての通算する在職期間（臨時教育職員以外の臨時職員として教育委員会に任用された期間を含む。以下同じ。）が1年に達する者でその達する日の属する任用が終了した日から1年を経過しないものは、再び臨時教育職員となることができない。

- 2 前項に規定する臨時教育職員としての在職期間には、退職した日から再び臨時教育職員となるまでの期間が1年以上経過している場合におけるその退職以前の在職期間は含まないものとする。

（解雇）

第8条 臨時教育職員が次の各号のいずれかに該当する場合はこれを解雇する。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、教育長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 私傷病により7日以上引き続き欠勤した場合
- (2) 私事欠勤（私傷病による欠勤を除く。）が通算して5日を超えた場合
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、その職に必要な適格性を欠く場合

（準用規定等）

第9条 臨時教育職員の勤務時間等、年次有給休暇、年次有給休暇以外の休暇及び職務専念義務の免除については、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則（昭和60年那覇市規則第26号。以下「那覇市規則」という。）第14条から第18条までの規定を準用する。この場合において、同規則第17条中「那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（昭和49年那覇市規則第37号）」とあるのは「那覇市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和49年那覇市教育委員会規則第5号）」と、「臨時職員」とあるのは「臨時教育職員」と、「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

- 2 臨時教育職員の給与については、那覇市規則第8条から第13条までの規定の適用

があるものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、臨時教育職員について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

.....

那覇市教育委員会規則第 4 号
平 成 2 3 年 3 月 2 9 日
施 行 済

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

那覇市学校給食センター管理規則（昭和47年那覇市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市学校給食センター設置条例(昭和47年那覇市条例第59号)第5条の規定に基づき、那覇市学校給食センター(以下「給食センター」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。 (実施校) 第2条 給食センターの給食実施校は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>給食実施校</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇学校給食センター</td><td>大道小学校 若狭小学校 久茂地小学校 銘苅小学校 那覇中学校 上山中学校 安岡中学校 真和志中学校</td></tr> <tr> <td>真和志学校給食センター</td><td>仲井真小学校 古蔵小学校 真地小学校 寄宮中学校 石田中学校 古蔵中学校 松城中学校 仲井真中学校</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>城岳学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> </table>	名称	給食実施校	[略]		那覇学校給食センター	大道小学校 若狭小学校 久茂地小学校 銘苅小学校 那覇中学校 上山中学校 安岡中学校 真和志中学校	真和志学校給食センター	仲井真小学校 古蔵小学校 真地小学校 寄宮中学校 石田中学校 古蔵中学校 松城中学校 仲井真中学校	[略]		城岳学校給食センター	[略]	(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市学校給食センター設置条例(昭和47年那覇市条例第59号)第4条の規定に基づき、那覇市学校給食センター(以下「給食センター」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。 (実施校) 第2条 [略] <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>給食実施校</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇学校給食センター</td><td>安謝小学校 大道小学校 久茂地小学校 那覇中学校 安岡中学校 真和志中学校</td></tr> <tr> <td>真和志学校給食センター</td><td>仲井真小学校 真地小学校 寄宮中学校 石田中学校 松城中学校 仲井真中学校</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>城岳学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>古蔵学校給食センター</td><td>古蔵小学校 古蔵中学校</td></tr> <tr> <td>銘苅学校給食センター</td><td>銘苅小学校 若狭小学校 上山中学校</td></tr> </table>	名称	給食実施校	[略]		那覇学校給食センター	安謝小学校 大道小学校 久茂地小学校 那覇中学校 安岡中学校 真和志中学校	真和志学校給食センター	仲井真小学校 真地小学校 寄宮中学校 石田中学校 松城中学校 仲井真中学校	[略]		城岳学校給食センター	[略]	古蔵学校給食センター	古蔵小学校 古蔵中学校	銘苅学校給食センター	銘苅小学校 若狭小学校 上山中学校
名称	給食実施校																												
[略]																													
那覇学校給食センター	大道小学校 若狭小学校 久茂地小学校 銘苅小学校 那覇中学校 上山中学校 安岡中学校 真和志中学校																												
真和志学校給食センター	仲井真小学校 古蔵小学校 真地小学校 寄宮中学校 石田中学校 古蔵中学校 松城中学校 仲井真中学校																												
[略]																													
城岳学校給食センター	[略]																												
名称	給食実施校																												
[略]																													
那覇学校給食センター	安謝小学校 大道小学校 久茂地小学校 那覇中学校 安岡中学校 真和志中学校																												
真和志学校給食センター	仲井真小学校 真地小学校 寄宮中学校 石田中学校 松城中学校 仲井真中学校																												
[略]																													
城岳学校給食センター	[略]																												
古蔵学校給食センター	古蔵小学校 古蔵中学校																												
銘苅学校給食センター	銘苅小学校 若狭小学校 上山中学校																												
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該																													

改正部分を、当該改正後部分に改める。

- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第1号

平成 2 3 年 3 月 2 9 日

施 行 済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会

教 育 長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1)～(2) [略] (3) 課長 規則第15条第1項及び第17条第1項に規定する課長、<u>室長</u>、館長(公民館は中央公民館の館長に限る。)、所長並びに那覇市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の校長をいう。 <u>(4) [略]</u> <u>(5)</u> 主幹等 規則第15条第1項、第2項、第17条第1項及び第2項に規定する主幹、主査、副所長、館長(中央公民館以外の公民館の館長に限る。)、分館長、指導主事、社会教育主事、専門員主査並びに学校の教頭をいう。 <u>(6)～(10) [略]</u> (専決の特例) 第6条 [略] <u>2 課長の専決又は決定事項のうち部長があらかじめ定めるものについては、担当副参事が専決又は決定する。</u> (グループリーダーへの専決権の委譲) 第7条 [略] 2 担当副参事(部長が指定する者に限る。)は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、部長の承認を得て、前条第2項による担当副参事の専決	(用語の意義) 第2条 [略] (1)～(2) [略] (3) 課長 規則第15条第1項及び第17条第1項に規定する課長、館長(公民館は中央公民館の館長に限る。)、所長並びに那覇市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の校長をいう。 <u>(4) 室長 規則第15条第1項に規定する室長をいう。</u> <u>(5) [略]</u> <u>(6)</u> 主幹等 規則第15条第1項、第2項、第17条第1項及び第2項に規定する主幹、主査、副所長、館長(中央公民館以外の公民館の館長に限る。)、分館長、指導主事、社会教育主事、<u>教育相談員主査</u>、専門員主査並びに学校の教頭をいう。 <u>(7)～(11) [略]</u> (専決の特例) 第6条 [略] <u>2 室長及び担当副参事は、課長の専決又は決定事項のうち、規則第16条の規定により部長が定めるものについて専決し、又は決定する。</u> (グループリーダーへの専決権の委譲) 第7条 [略] 2 <u>室長又は担当副参事</u>(部長が指定する者に限る。)は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、部長の承認を得て、前条第2項による<u>室長又は担</u>

事項について、別表第5により規則第6条の2第2項のグループリーダーに専決権を委譲することができる。 （部長等の代決） 第9条 部長が専決する事項について、部長が不在のときは、副部長が、その副部長も不在のときは主務の課長が代決する。 2 副部長が専決する事項について、副部長が不在のときは、主務の課長が代決する。ただし、第6条第2項の規定に基づき担当副参事の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは担当副参事が代決する。 3 課長又は担当副参事が専決する事項について、専決者が不在のときは、当該業務のグループリーダーが代決する。 4～5 [略] [別表第2 別記] [別表第3 別記]	当副参事の専決事項について、別表第5により規則第6条の2第2項のグループリーダーに専決権を委譲することができる。 （部長等の代決） 第9条 部長が専決する事項について、部長が不在のときは、副部長が、その副部長も不在のときは主務の課長が代決する。<u>ただし、第6条第2項の規定に基づき室長又は担当副参事の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該室長又は担当副参事が代決する。</u> 2 副部長が専決する事項について、副部長が不在のときは、主務の課長が代決する。ただし、第6条第2項の規定に基づき<u>室長又は担当副参事の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該室長又は担当副参事が代決する。</u> 3 課長、<u>室長</u>又は担当副参事が専決する事項について、専決者が不在のときは、当該業務のグループリーダーが代決する。 4～5 [略] [別表第2 別記] [別表第3 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 5 表又は様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

共通決裁事項

事項	区分	決裁者
人事に関する事項	市費負担職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、忌引休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務の免除で生涯学習部長があらかじめその範囲等を示して指定するもの並びに県費負担教職員の沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)に規定する休暇及び職務専念義務の免除の承認に関すること。	[略]
		担当副参事等及び主幹等以下(学校に勤務する職員のうち校長の3日以内及びその他の職員の7日以内)
	[略]	[略]
	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。	[略]
		担当副参事等及び主幹等以下
	市費負担職員の出張命令に関すること。	[略]
		担当副参事等及び主幹等以下
	[略]	[略]
[略]		

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

共通決裁事項

事項	区分	決裁者
人事に関する事項	市費負担職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、忌引休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務の免除で生涯学習部長があらかじめその範囲等を示して指定するもの並びに県費負担教職員の沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)に規定する休暇及び職務専念義務の免除の承認に関すること。	[略]
		室長、担当副参事等及び主幹等以下(学校に勤務する職員のうち校長の3日以内及びその他の職員の7日以内)
	[略]	[略]
	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。	[略]
		室長、担当副参事等及び主幹等以下
	市費負担職員の出張命令に関すること。	[略]
		室長、担当副参事等及び主幹等以下
	[略]	[略]
[略]		

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項		決裁者
総務課	[略]		
	別表第 2 の共通決裁事項以外の職員（県費負担教職員を除く。以下この項において同じ。）の休暇及び職務専念義務の免除の承認に関すること。	[略]	
		課長及び担当副参事等	副部長
		[略]	
	[略]		
	職員の営利企業等の従事許可に関すること。	[略]	
		担当副参事等及び主幹等以下	課長
[略]			
[略]			
市民スポーツ課	[略]		
高校総体推進室	全国高等学校体育大会に関すること。	重要	部長
		軽易	課長
文化財課	[略]		
[略]			

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項	決裁者
総務課	[略]	
	別表第 2 の共通決裁事項以外の職員（県費負担教職員を除く。以下この項において同じ。）の休暇及び職務専念義務の免除の承認に関すること。	[略]
		課長、 <u>室長</u> 及び担当副参事等
		[略]
	[略]	
	職員の営利企業等の従事許可に関すること。	[略]
		<u>室長</u> 、担当副参事等及び主幹等以下
	[略]	課長
[略]		
市民スポーツ課	[略]	
文化財課	[略]	
[略]		

那覇市教育委員会教育長訓令第 2 号

平 成 2 3 年 3 月 2 9 日

施 行 済

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

那覇市教育委員会
教育長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会文書取扱規程（平成9年那覇市教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（史料文書） 第43条 保存年限を満了した文書のうち、史料文書として博物館長（事務分掌規則第2条第2項の規定により置く館長をいう。）が指定する文書については、博物館（事務分掌規則第7条第4項に規定する博物館をいう。）に移管するものとする。	（史料文書） 第43条 保存年限を満了した文書のうち、史料文書として博物館長（事務分掌規則第2条第2項の規定により置く館長をいう。）が指定する文書については、博物館（事務分掌規則第7条第5項に規定する博物館をいう。）に移管するものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会教育長訓令第 3 号

平 成 2 3 年 3 月 2 9 日
施 行 済

那覇市教育委員会課長連絡会規程を廃止する訓令をここに公布する。

那覇市教育委員会
教育長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会課長連絡会規程を廃止する訓令

那覇市教育委員会課長連絡会規程（昭和61年那覇市教育委員会教育長訓令第3号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 1 号

平 成 2 3 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員の解任請求に要する数は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

農業委員会委員の選挙権を有する者の 2 分の 1 以上の数 262 人